(証券コード　9087)
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都港区新橋一丁目10番９号
タカセ株式会社
代表取締役社長　大宮司　典夫

第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第104期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、併せて、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　所　東京都港区新橋一丁目10番９号
　　当社本社会議室（８階）
３．会議の目的事項
　報告事項　１．第104期（2019年４月1日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第104期（2019年４月1日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　監査役２名選任の件
　　第３号議案　会計監査人選任の件
　　第１号議案から第３号議案までの概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（49頁から52頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ホームページ（アドレス https://www.takase.co.jp）において、掲載することによりお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

2020年６月26日（金曜日）に当社第104期定時株主総会の開催を予定しておりますが、本株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

なお、当社での当日の対応について以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

１．当社の対応

・会場入り口において、非接触型体温計を用いて検温を行わせていただきます。そのうえで、発熱が認められた株主様（検温で37.5度以上が測定された株主様）の入場をお断りする場合があります。
・会場内複数個所に、マスクおよびアルコール消毒液を設置させていただきます。株主の皆様におかれましては、マスクの着用およびアルコール消毒液の噴霧にご協力くださいますようお願い申し上げます。
・株主総会運営スタッフおよび出席役員はマスクを着用させていただきます。
・会場内の座席は、例年よりも間隔をあけて配置させていただきます。
・万が一、体調が悪くなられた株主様がいらっしゃった場合を想定し、救護室をご用意いたします。
・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行となるよう検討しております。

２．株主様へのお願い

・当日ご出席を検討されている株主の皆様におかれましては、当日までのご自身の体調に十分ご留意いただき、ご無理をなさいませんようお願いいたします。
・基礎疾患のある方、体調のすぐれない方、ご年配の方、妊娠されている方、小さなお子さまをお連れの方におかれましては、ご出席をお控えいただくことを強くお勧めいたします。
・ご来場の際は、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力いただくなど、感染予防へのご配慮をお願い申し上げます。
・同封の委任状用紙にて議案に対する賛否をご表示いただけますので、ご押印のうえ、ご返送くださいますようご検討をお願い申し上げます。

３．その他

・今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ（アドレス https://www.takase.co.jp）にてお知らせいたします。

(提供書面)

事　業　報　告

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 一般概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、これまで緩やかに続いてきた経済回復の基調が、多くの災害の影響や消費増税等により足踏みする中、2019年度末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大を受け経済が停滞し、先の見えない状況が続いております。

こうした経済情勢を背景に、当連結会計年度上期の物流業界における、国内貨物の取扱量は設備投資等の国内需要、所得増加による個人消費の拡大により堅調に推移し、国際貨物の取扱量も米国、中国の国内需要によりかろうじて維持されましたが、下期に入り、世界的に景気が勢いを欠き、新型コロナウイルス感染症の流行により製造業を中心に貨物の流れが、完全に停滞する状態が継続しております。

当社グループの物流ビジネスの中核となる国内貨物市場において、当社グループは、インターネット販売で拡大する購買形態のビジネスモデルの変化に合わせ、複雑化する個人向け業務サービスの提供と、業務品質の維持向上を目指し業務効率化を図り、同時にお客様に対して、こうした高度化コスト上昇にともなう料金値上げの協力を仰ぐことで、期待利益の確保を図る取組みを継続してまいりました。

また、当連結会計年度から3ヵ年の中期経営計画を策定し、変化し続ける社会環境や市場、お客様の要請に対応する、当社グループの将来のコアとなる新規ビジネスの拡大、新規顧客の獲得に向け、具体的な様々な取組みを実施し、「医療機器製造業」と「高度管理医療機器販売業および貸与業」の免許を取得し、ほぼ全ての医療機器の物流業務取扱が可能となる体制を整え、将来の高齢化社会への物流要請に備えました。

こうした取組みを通じて、今後予見される世界的な景気後退にも立ち向かえる、より筋肉質な企業体質の強化に、今後も計画的に励んでまいります。

当連結会計年度の当社グループの業績は、営業収益が当社において、新規顧客との取引開始や既存顧客の取扱業務拡大により業務量が増加した一方で、メディア関連業務にかかる国内物流業務取扱の減少および当連結会計年度後半における新型コロナウイルス感染症による影響も一部見られ、航空貨物取扱を中心とする輸出業務取扱が減少したことにより、前年同期間と比較して、7.1％減の76億22百万円となりました。

利益面につきましては、海外連結子会社４社の業績が継続して堅調に利益を積上げたものの、当社において、先述のとおり営業収益が減少したことによる影響に加え、人手不足や最低賃金の上昇等で労務コストおよび運賃仕入コストの上昇傾向が続いていること、新規業務開始にともなう一過性の費用が発生したこと、さらにはメディア関連業務にかかる国内物流業務取扱の減少に見合った業務態勢の再構築に時間を要したことから、営業利益は前年同期間と比較して38.8％減の１億69百万円となり、経常利益は33.7％減の１億82百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に当社の福岡営業所において建物附属設備等にかかる減損損失を計上したことから、前年同期間と比較して54.0％減の98百万円となりました。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で先行き不透明な状況の下で、感染症の影響による市場の環境悪化を見込んでおります。また、物流業界における人手不足や最低賃金の上昇等で労務コストおよび運賃仕入コストの上昇傾向は続いており、依然として厳しい事業環境に変わりはありませんが、当社グループ各社がこれまで築き上げてきた、ビジネスの基盤である業務品質をさらに向上させ、当社がお客様から勝ち取ってきた多品種貨物を取扱う業務サービスの信頼性や優位性を維持し、新たに高齢化社会への物流要請に備えるために免許を取得した「医療機器製造業」と「高度管理医療機器販売業および貸与業」を活用し、医療機器の物流業務取扱の拡大等の施策を、３ヵ年中期経営計画にもとづき、具体的に実行してまいります。

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も加味し、連結営業収益は73億50百万円、連結営業利益は１億90百万円、連結経常利益は１億90百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は１億50百万円と予想しております。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症拡大や収束の状況等によって業績は大きく変動する可能性があります。業績予想の修正の必要性が生じた場合には、速やかに開示いたします。

株主各位には、ご理解とあわせて相変わらずのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

②報告セグメントの概況

A．総合物流事業におきましては、新規顧客との取引開始や既存顧客の取扱業務拡大による業務量の増加があったものの、メディア関連業務にかかる国内物流業務取扱および新型コロナウイルス感染症の影響による輸出貨物取扱の減少もあり、営業収益が前年同期間と比較して7.3％減の75億21百万円となりました。また、営業総利益は、海外連結子会社４社が堅調に利益を積上げた一方で、当社の営業収益が減少したことによる影響に加え、新規業務開始にともなう一過性の費用が発生したことや、業務態勢の再構築に時間を要したことが影響し、前年同期間と比較して6.7％減の９億80百万円となりました。

B．運送事業におきましては、当事業が、総合物流事業に対する運送分野を担っております。営業収益は、既存取引の業務取扱が減少したことから、前年同期間と比較して12.3％減の３億46百万円になりました。また、営業総利益は、車両運行の効率化やコスト削減に努めたものの、燃料費の上昇に加え、営業収益減少による影響が大きく、前年同期間と比較して33.5％減の36百万円となりました。

C．流通加工事業におきましては、当事業が、主に、総合物流事業に対する流通加工（倉庫内オペレーション）分野を担っております。一部顧客への派遣人員減少に加え、国内物流業務取扱の減少により、営業収益が前年同期間と比較して7.2％減の９億59百万円となりました。営業総利益は、コスト削減に向けた業務の効率化を図ったものの、営業収益減少による影響により、前年同期間と比較して8.1％減の74百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達についての状況

特記事項はありません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資総額は２億71百万円であり、その主なものは、各営業所における設備能力の維持・拡大によるものであります。

それぞれのセグメントにおける設備投資額は、次のとおりです。

セグメントの名称	金額（千円）
総合物流事業	256,396
運送事業	13,604
流通加工事業	1,341
その他の事業	―
合計	271,343

(3) 財産および損益の状況

区　分	第101期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	第102期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第103期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	第104期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	千円 8,830,142	千円 8,020,481	千円 8,204,799	千円 7,622,464
経常利益 (経常損失△)	千円 △142,589	千円 101,359	千円 276,072	千円 182,990
親会社株主に帰属する当期純利益 (純損失△)	千円 △410,805	千円 69,527	千円 213,865	千円 98,423
1株当たり当期純利益 (純損失△)	円 △413.19	円 69.94	円 215.16	円 99.03
総資産	千円 9,190,034	千円 9,804,308	千円 10,590,795	千円 10,275,663
純資産	千円 5,940,576	千円 6,039,264	千円 6,173,609	千円 6,171,578

(注) 1．第101期は特別損失に事業構造改善費用138,524千円、特別退職金43,388千円、環境対策費38,000千円を計上しております。

2．第102期は、特別損失に札幌営業所の土地にかかる減損損失56,100千円、ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.の倉庫設備にかかる工具・器具及び備品にかかる減損損失2,728千円を計上しております。また、タカセ株式会社で51,520千円、連結子会社の株式会社タカセ運輸集配システムで5,328千円の繰延税金資産を計上しております。

3．2017年10月1日付で10株を1株とする株式併合および1,000株を100株とする単元株式数の変更をおこなっております。1株当たり情報の各金額は、第101期の期首に株式併合がおこなわれたと仮定して算定しております。

4．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年2月16日)にともなう、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を第103期から適用しており、第102期に係る数値等については、遡及適用した後の数値等となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は次のとおりであります。

当社グループは、2019年度をあらたな変革へのスタート地点と位置付け、社訓、社是による根幹に立ち戻り、グループ一体となったシナジーを活用、また組織と業務の成長基盤を整備し、将来に向けた持続的な成長の実現を進めてまいります。

■３ヵ年中期経営計画（2020年３月期～2022年３月期）

～ 「まごころ」の誠意を持って、不断な創意工夫を重ねた
「ＡＤＤ　ＳＹＳＴＥＭ」の新しい価値をお客様に提供する　～

【基本戦略】

・社員全員が、社訓「まごころ」の誠意を持って、不断な創意工夫を重ねることで社是である「ADD SYSTEM」の新しい価値をお客様に提供する。
・顧客目線でスピード感のあるサービスを高品質で提供する。多品種商品管理の物流スペシャリストとして、市場で認知されるような高度な物流ノウハウや物流サービスを、海外を含むグループ各社で蓄積共有し、当社にしかできない高品質な物流サービスメニューとして提供する。
・労働集約型産業から脱却し、デジタル化/機械化の研究導入により労働分野における社員の単純作業負担を軽減し、市場のニーズに応える創造的業務に人材を集中することで生産性を高め、創造的挑戦により、会社の次の成長を図る。
・社員が顧客のみならず自らの生活の向上のために創意工夫の努力を自ら継続する。

【取組むべき課題】

1．品質向上/営業強化
・将来を見据えた、より社会貢献度の高い商品分野へ新しい物流サービスの提供
・外部に向けての情報発信強化
・顧客が満足する物流現場の品質維持向上

2．物流技術/情報システム強化
・物流機器導入による業務効率化、自動化への具体的取組み
・物流技術の革新による物流業界環境、物流サービスの変化に対する研究の継続
・省力化を実現する既存情報システムの改善、新規情報システムの構築

3．海外事業強化
・日本を含めた各海外拠点間での営業連携促進
・商圏拡大に向けたサービスメニューの拡大
・海外拠点運営能力を有する人材の育成

４．人材育成/財務強化
・人材の育成と優秀な人材確保
・働き方改革への対応と法に則した社内ルールの整備
・今後の営業戦略投資を支える、自社資金活用、資金調達の強化

上記の戦略を徹底して実行することにより、2021年度末までに当社グループ連結営業収益100億円、連結営業利益３億50百万円、自己資本利益率（ＲＯＥ）４％以上の達成を目標とするものであります。

(5) 主要な事業内容

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社および子会社11社により構成されており、「運送(運送事業)」、「保管(倉庫事業)」、「作業（流通加工等)」といった物流サービスを組み合わせて提供するほか、国内のみならず海外にまで及んだ事業活動を展開しております。

具体的には、当社のように資本力を活かし倉庫設備の賃貸を含めた倉庫事業のほかに、貨物運送の取次をおこなう利用運送事業ならびに流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務に関して、顧客の多岐に亘るニーズに応じて業務運営する体制を整えた総合物流事業を営んでおります。

また、当社子会社の株式会社タカセ運輸集配システムは、貨物自動車による実運送事業を主な事業活動としているほか、タカセ物流株式会社は、人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務を主な事業活動としております。

当社グループが営んでいる主な事業の内容は次のとおりであります。

［総合物流事業］―― 顧客からの物流業務受注にあたって、国内、海外を問わず、倉庫設備の賃貸を含む保管管理・流通加工・顧客への配送といったそれぞれの物流サービスの組み合わせによりおこなう事業活動で、この「運送(運送事業)」「保管(倉庫事業)」「作業（流通加工等)」といった物流サービスを顧客のニーズに合わせて受注する物流事業形態

［運送事業］―――― 貨物自動車による実運送事業のみを主な事業活動とする物流事業形態

［流通加工事業］―― 人材派遣および物流業務受託による流通加工事業等の倉庫内オペレーション業務のみを主な事業活動とする物流事業形態

［その他の事業］―― 倉庫・事務所等の警備保障事業や物流システムの設計開発ならびに運用保守を主な事業活動とする事業形態

(6) 主要な営業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都港区	札幌営業所	北海道石狩市
大井平和島事業所	東京都大田区	東京港営業所	東京都大田区
川崎営業所	川崎市川崎区	川崎港営業所	川崎市川崎区
大阪営業所	大阪府茨木市	福岡営業所	福岡県福岡市
平和島倉庫	東京都大田区	東名川崎倉庫	川崎市宮前区

(注) 大阪営業所は、2020年3月に大阪府門真市から移転しております。

② 子会社（本社）

名称	所在地
株式会社タカセ運輸集配システム	東京都港区
タカセ物流株式会社	東京都港区
萬警備保障株式会社	東京都港区
TAKASE ADD SYSTEM, INC.	米国
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.	中国（香港）
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司	中国（上海）
高瀬物流（上海）有限公司	中国（上海）

(7) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減（△は減）
総合物流事業	123名	△6名
運送事業	31名	1名
流通加工事業	81名	3名
その他の事業	4名	―名
合計	239名	△2名

(注) 上記には臨時従業員113名（期中平均）を含んでおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	議決権比率	主要な事業内容
株式会社タカセ運輸集配システム	100.0%	貨物自動車運送事業
タカセ物流株式会社	100.0%	国内物流事業および労働者派遣業
萬警備保障株式会社	——	警備保障事業
TAKASE ADD SYSTEM, INC.	100.0%	国際物流事業
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.	100.0%	国際物流事業
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司	100.0%	国際物流事業
高瀬物流（上海）有限公司	100.0%	国際物流事業

（注）1．萬警備保障株式会社は、タカセ物流株式会社から100%出資を受けております。
2．特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先および借入額（上位５社）

借入先	借入残高（千円）
株式会社みずほ銀行	1,647,500
三井住友信託銀行株式会社	362,500
株式会社りそな銀行	287,500
城南信用金庫	257,500
株式会社三井住友銀行	200,000

2．株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　普通株式　2,700,000株

（2）発行済株式の総数　普通株式　1,054,513株

（うち自己株式数　60,644株）

（3）株主数　620名（対前期末比　45名減）

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公益財団法人タカセ国際奨学財団	69	6.96
東京中小企業投資育成株式会社	65	6.54
株式会社みずほ銀行	47	4.74
阪田和弘	44	4.45
城南信用金庫	42	4.26
株式会社三協	40	4.07
株式会社商船三井	40	4.04
大東港運株式会社	34	3.52
日本生命保険相互会社	32	3.29
高瀬正人	32	3.23

（注）持株比率は、自己株式（60,644株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．当社の会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役（2020年３月31日現在）

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
大宮司　典　夫	代表取締役社長	
笹　岡　幹　男	常務取締役 管理本部長	
赤　澤　紀　之	取締役執行役員 営業本部長	株式会社タカセ運輸集配システム　代表取締役社長
今　井　康　晴	取締役執行役員 物流事業本部長	タカセ物流株式会社　代表取締役社長
中　村　慈　美	取締役	
井　上　恭　延	監査役（常勤）	
今　泉　達　也	監査役	一般財団法人大蔵財務協会　常務理事
宮　崎　泰　史	監査役	

（注）１．取締役中村慈美氏は、社外取締役であります。
２．監査役今泉達也および宮崎泰史の両氏は、社外監査役であります。
３．当社は、監査役宮崎泰史氏を株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社定款の規定にもとづき、当社は社外取締役の中村慈美、社外監査役の今泉達也および宮崎泰史の３氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	報　　酬　　額	
	支 給 人 員	支　給　額
取　　締　　役	5名	70,110千円
監　　査　　役	3	18,020
計	8	88,130

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含めておりません。
2．総会決議（2006年６月29日開催の第90期定時株主総会決議）による報酬限度額は、取締役分年額192,000千円以内、監査役分年額30,000千円以内であります。
3．当事業年度にかかる役員退職慰労引当金繰入額7,700千円を含めております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

上記のほか、会社役員に対し、次のとおりの支給があります。
使用人兼務取締役の使用人分給与相当額　　2名　12,600千円

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職の状況等

区　分	氏　名	兼職先会社名	兼職の内容	関　係
社外取締役	中村慈美	―――	―――	―――
社外監査役	今泉達也	一般財団法人大蔵財務協会	常務理事	―――
社外監査役	宮崎泰史	―――	―――	―――

(6) 各社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	中村慈美	当事業年度開催の取締役会には18回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。また、月１回代表取締役社長との意見交換を実施しております。
社外監査役	今泉達也	当事業年度開催の取締役会には18回中17回、監査役会には14回中13回出席し、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。また、月１回代表取締役社長との意見交換を実施しております。
	宮崎泰史	当事業年度開催の取締役会には18回、監査役会には14回全てに出席し、必要な助言および適切な意見の表明を適宜おこないました。また、月１回代表取締役社長との意見交換を実施しております。

(7) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	当社子会社からの役員報酬等（千円)
社外役員の報酬等の総額	３名	15,000千円	―

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称　　普賢監査法人

(2) 各会計監査人の報酬等の額

区　　分	支 払 額
① 公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	20,000千円
② 公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,000千円
③ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) １．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意をおこなっております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、(2) の金額には金融商品取引法にもとづく監査報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である合意された手続業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不信任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意にもとづき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の概要

Ⅰ．当社は、2006年５月開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等の整備について、次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」にもとづき、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」・「文書規程」・「契約管理規程」・「経理規程」にもとづきその保存媒体に応じて適正かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下８項目のリスクを認識し、その把握と管理についての体制を整えることとする。

・価格面等の競争の激化にともなうリスク
・主要取引先との契約が解除されるリスク
・公的規制によるリスク
・コンプライアンスに関するリスク
・海外進出に潜在するリスク
・災害等による影響
・疫病の発生や蔓延等による影響
・取引先の信用リスク
・有能な人材の確保や育成にともなうリスク

② 「営業管理規程」・「事故処理規程」を始めリスク管理に関する諸規程を基礎として、リスク管理をおこない、必要に応じ改定・整備をおこなうことによりリスク管理をおこなう。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チームおよび顧問弁護士等を含む外部アドバイザリー・チームを組織し迅速な対応をおこない、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に係わる重要事項については、事前に常任役員会において議論をおこない、その審議を経て執行決定をおこなうものとする。

② 取締役会の決定にもとづく業務執行については、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定める「組織規程」、「職務権限規程」に従い執行することとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 「タカセグループ企業行動指針」および「コンプライアンス・マニュアル」を当社のコンプライアンス体制の基礎とする。

これにもとづいてタカセ株式会社総務人事担当役員をタカセグループのコンプライアンス主管者とし、コンプライアンス体制の整備および維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署・関係会社において、規則、ガイドラインの策定、研修の実施をおこなうものとする。

② 内部監査室を当社の内部監査部門として執行部門から独立した組織にし、内部監査を実施させる。

③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、遅滞無く常任役員会において報告するものとする。

④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「コンプライアンス直接報告制度」にもとづきその運用をおこなうこととする。場合により、社外の弁護士等を直接の情報受領者とすることができるよう社内通報システムを整備する。

⑤ 監査役は当社の法令遵守体制および「コンプライアンス直接報告制度」の運用に問題があると認めたときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

① グループ会社における業務の適正を確保するため、「タカセグループ企業行動指針」を基礎として、関係会社各社で諸規程を定めるものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」を基礎として、「国内関係会社運営規程」および「海外関係会社運営規程」に従い、当社への決裁・報告制度による関係会社経営の管理をおこなうものとし、必要に応じてモニタリングをおこなうものとする。

取締役は、関係会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

② 関係会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室に報告するものとする。内部監査室は直ちに監査役に報告をおこなうとともに意見を述べることができるものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役から求めがある場合は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から臨時にまた恒常的に監査役補助者を任命することとする。恒常的に補助者を任命する場合は、監査役補助者の評価は監査役がおこない、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役会からの独立性を確保するものとする。

② 恒常的監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないこととする。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

① 「稟議規程」にもとづいて監査役に供覧すべき文書のほか、監査役はすべての事項について文書の閲覧および取締役および使用人に対して報告を求めることができるとともに、すべての社内の会議に出席できることとする。また取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について常任役員会等において必要の都度監査役に報告するものとする。

② 取締役は法令違反その他のコンプライアンス上の問題について取締役および使用人による監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

Ⅱ. 当社は、2008年６月開催の取締役会において、「反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方、及び体制整備」について、次の趣旨の決議をしております。

(1) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、企業活動の基本指針として定めた「コンプライアンス・マニュアル」に「反社会的勢力との絶縁」をうたい、「反社会的勢力には屈せず、断固として対決する姿勢をもつこと」を掲げており、このような基本的な考え方をもって反社会的勢力の排除に取組む。

(2) 反社会的勢力の排除に向けた体制整備

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的として倫理規定、行動規範、社内規則などを整備し、また対応統括部署を定めるほか、外部専門機関等と連携し折にふれ指導を受けるとともに情報の共有化を図ることとする。

Ⅲ．当社は、2009年４月に「内部統制報告制度に関する方針及び運営」について、以下の趣旨を定めております。

(1) 適正な財務報告を実現するために構築すべき内部統制の方針・原則、範囲および水準

① 方針・原則

経営者は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制のシステムを整備・運用する。

当該システムの整備・運用に当たっては、内部統制の基本的要素（①統制環境 ②リスクの評価と対応 ③統制活動 ④情報と伝達 ⑤モニタリング ⑥ＩＴへの対応）が組込まれたプロセスを構築し、それを適切に機能させる。また、財務報告に係る内部統制の整備・状況の把握の過程で把握された不備および運用評価の過程で発見された不備については、適時に認識し、適切に対応・是正し、当社の財務報告に係る内部統制が有効なものとなるよう改善する。

② 範囲および水準

連結財務諸表を構成する全ての会社は、適正な財務報告を実現するための内部統制を構築する。連結財務諸表を構成する全ての会社は、内部統制のシステムの構築により、連結財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る情報の信頼性を確保する。

(2) 内部統制の構築に当たる経営者以下の責任者および全社的な管理体制

(3) 内部統制の構築に必要な手順および日程

(4) 内部統制の構築に係る個々の手続きに関与する人員およびその編成ならびに事前の教育・訓練の方法等

Ⅳ．業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

① 取締役会を毎月一回開催し、社外監査役も出席する中、法令または定款に定められた事項および経営上の重要案件を審議、決定するとともに、取締役の業務執行の適法性確保や効率性向上の施策を適切に報告、検討しました。

② 監査役会を毎月一回開催し、適切に協議をおこなったほか、監査役は監査役会の監査の方針や職務の分担に従い、毎月一回開催される常任役員会、子会社取締役会、四半期毎に開催される経営目標予算完達会議等の重要な会議に出席し情報収集をおこないました。また、会計監査人との四半期レビュー報告、内部監査室の内部監査に陪席し、適宜の情報交換をおこない、監査役の実効性確保に努めました。

③ 「タカセグループ企業行動指針」、「営業管理規定」、「事故処理規程」にもとづき、当社および子会社のリスク分析や評価をおこなうため、社長と子会社社長とのミーティングを毎月開催し、有事の際に迅速かつ適切な対応ができるよう努めました。

④　コンプライアンスや業務の効率化を推進するため、文書やメールを活用し周知・啓蒙を図るとともに、タカセ掲示板に効率提案アップロードを継続的に実施しました。また通信教育、社外セミナーへの参加を推奨しました。

⑤　当社は、当社および子会社における問題の未然防止と早期発見を図るため、コンプライアンス直接報告制度を設けており、また部署ごとの内部監査の実施時に内部監査室が、若干名を対象としたヒアリングを実施することで、適切な措置の実行に備えました。

Ⅴ．財務報告の適正性を確保するための体制整備

激変する外部環境の変化にともない、制度会計も同様な状況となっております。

このような変化に的確に対応するため、2010年４月より公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

Ⅵ．独立役員の確保状況

コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、経営の監督・監視を強化し、透明性を確保する観点から、2010年３月以降、当社の一般株主と利益相反が生じることはない独立役員を１名確保いたしております。

７．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な収益を確保できる経営基盤の強化を進めて自己資本利益率（ＲＯＥ）４％以上の達成に努め、株主に対して可能な限りの利益還元をおこなってまいります。

当社は、中間配当制度を設けておりますが、諸般の事情を勘案し、期末配当のみの年１回の剰余金の配当をおこなうことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記の配当方針にもとづき、１株当たり50円の期末配当を実施することを予定しております。

内部留保資金につきましては、財務的安定性に留意しながら、事業展開に必要な投資に積極的に充当してまいります。

（注）　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位　千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**10,275,663**	**(負債の部)**	**4,104,085**
流動資産	**3,172,206**	**流動負債**	**1,518,363**
現金及び預金	2,124,607	支払手形及び営業未払金	365,636
受取手形及び売掛金	829,492	短期借入金	620,000
原材料及び貯蔵品	10,337	１年内返済予定の長期借入金	288,000
前払費用	41,093	未払費用	107,833
未収法人税等	3,371	未払法人税等	22,441
その他	163,302	賞与引当金	46,153
固定資産	**7,103,457**	役員賞与引当金	768
有形固定資産	**5,545,235**	その他	67,530
建物及び構築物	2,966,537	**固定負債**	**2,585,721**
機械装置及び運搬具	104,434	長期借入金	1,997,000
土地	2,382,526	役員退職慰労引当金	68,267
その他	91,736	退職給付に係る負債	394,604
無形固定資産	**580,709**	その他	125,850
借地権	458,486	**(純資産の部)**	**6,171,578**
その他	122,222	**株主資本**	**6,110,242**
投資その他の資産	**977,512**	**資本金**	**2,133,280**
投資有価証券	577,510	**資本剰余金**	**2,170,568**
繰延税金資産	26,810	**利益剰余金**	**1,966,393**
その他	378,122	**自己株式**	**△160,000**
貸倒引当金	△4,930	**その他の包括利益累計額**	**61,336**
		その他有価証券評価差額金	**29,628**
		為替換算調整勘定	**31,707**
資産合計	**10,275,663**	**負債純資産合計**	**10,275,663**

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位　千円）

科目	金額	
営業収益		7,622,464
営業原価		6,580,454
営業総利益		**1,042,009**
販売費及び一般管理費		872,619
営業利益		**169,390**
営業外収益		
受取利息	3,087	
受取配当金	6,237	
受取賃貸料	22,381	
補助金収入	8,353	
保険配当金	379	
業務受託手数料	5,826	
その他	13,119	59,385
営業外費用		
支払利息	38,460	
支払補償費	890	
その他	6,434	45,785
経常利益		**182,990**
特別利益		
固定資産売却益	985	
投資有価証券売却益	210	1,195
特別損失		
減損損失	12,415	
固定資産除売却損	1,321	13,737
税金等調整前当期純利益		**170,448**
法人税、住民税及び事業税		32,496
法人税等調整額		39,527
当期純利益		**98,423**
親会社株主に帰属する当期純利益		**98,423**

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位　千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日　残高	2,133,280	2,170,568	1,917,666	△159,858	6,061,657
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△49,697		△49,697
親会社株主に帰属する当期純利益			98,423		98,423
自己株式の取得				△141	△141
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計			48,726	△141	48,584
2020年３月31日　残高	2,133,280	2,170,568	1,966,393	△160,000	6,110,242

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2019年４月１日　残高	70,575	41,376	111,952	6,173,609
当連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△49,697
親会社株主に帰属する当期純利益				98,423
自己株式の取得				△141
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△40,947	△9,668	△50,615	△50,615
当連結会計年度中の変動額合計	△40,947	△9,668	△50,615	△2,031
2020年３月31日　残高	29,628	31,707	61,336	6,171,578

連結注記表

1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数　　７社

・主要な連結子会社の名称　㈱タカセ運輸集配システム
タカセ物流㈱
萬警備保障㈱
TAKASE ADD SYSTEM,INC.
ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.
高瀬国際貨運代理（上海）有限公司
高瀬物流（上海）有限公司

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称　エーディーディー・エクスプレス㈱
㈱システム創研
雅達貨運（中山）有限公司
㈲アイティーワーク

・連結の範囲から除いた理由

上記４社は、総資産、営業収益、当期純損益および利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので連結の範囲から除外しております。

（2）持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

上記非連結子会社４社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないので持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKASE ADD SYSTEM,INC.、ADD SYSTEM COMPANY LIMITED.、高瀬国際貨運代理（上海）有限公司および高瀬物流（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券　原価法によっております。

その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等にもとづく時価法によっております。
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

ロ．たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　主として定率法によっております。
但し、1998年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物、および東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

ロ．無形固定資産　定額法によっております。
但し、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間（５年）にもとづく定額法によっております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

ハ．役員賞与引当金　役員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

ニ．役員退職慰労引当金　役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

④　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ．ヘッジ会計の方法

ａ　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ｂ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　…　金利スワップ

ヘッジ対象　…　借入金の利息

ｃ　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

ｄ　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

ハ．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　9,038,396千円

なお、上記のほかに、有形固定資産の建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他に減損損失累計額67,830千円を計上しております。

(2)担保資産

長期借入金1,847,000千円および１年内返済予定の長期借入金288,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物　1,626,024千円

② 土地　1,502,867千円

(3) 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金のうち、以下の長期借入金（シンジケートローン契約）には、財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求にもとづき、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

長期借入金650,000千円および１年内返済予定の長期借入金100,000千円

イ　2017年３月期決算以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2016年３月期決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

ロ　2017年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2018年３月決算期およびその直前の期の決算を対象としておこなわれる。

6．連結損益計算書に関する注記

減損損失

特別損失に福岡営業所の建物附属設備等にかかる減損損失12,415千円を計上しております。

7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	1,054,513	—	—	1,054,513

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
普通株式	60,571	73	—	60,644

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日定時株主総会	普通株式	49,697	50.00	2019年3月31日	2019年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2020年6月26日開催予定の第104期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

イ．期末配当金の総額　49,693千円
ロ．配当の原資　利益剰余金
ハ．1株当たり配当額　50.0円
ニ．基準日　2020年3月31日
ホ．効力発生日　2020年6月29日

8．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引を利用する場合の目的は、後述するリスクを回避するためのものであり、投機目的での取引はおこなわない方針であります。

② 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また、海外での事業をおこなうにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債務が生じている状況にあります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、そのほとんどが１ケ月以内の支払日であります。なお、一部の外貨建て営業債務は、為替の変動リスクにさらされておりますが、ほぼ同額の外貨建て営業債権が生じている状況にあります。

借入金は、主に設備投資にかかる資金調達を目的としたものであり、約定返済日は、最長で決算日後約８年であります。なお、長期借入金のうち一部は変動金利であるため、金利変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用して金利を固定化しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主に営業債権について、各営業部門と財務部が協力して、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て営業債権と営業債務については、取引の構造上、ほぼ同額の状況にあることから、その為替変動リスクは軽微であります。また、変動金利の借入金は金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引（金利スワップ）を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理
当社は、予算計画、設備投資計画などの諸計画にもとづき、財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価は、主に市場価格にもとづく価格によっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項
2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,124,607	2,124,607	―
(2) 受取手形及び売掛金	829,492	829,492	―
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	200,000	199,560	△440
②その他有価証券	230,488	230,488	―
資産計	3,384,588	3,384,148	△440
(1) 支払手形及び営業未払金	365,636	365,636	―
(2) 短期借入金	620,000	620,000	―
(3) 長期借入金	2,285,000	2,277,648	△7,352
負債計	3,270,636	3,263,284	△7,352
デリバティブ取引	―	―	―

(注) １．金融商品の時価の算定方法ならびに投資有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
・「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び営業未払金」および「短期借入金」は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
・「投資有価証券」の時価については、その主なものは株式であり、取引所の価格によっております。
・「１年内返済予定の長期借入金」は「長期借入金」に含めております。
・「長期借入金」の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態も実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金の時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を当該借入金の残存期間

および信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算出しております。
・「デリバティブ取引」は、金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて掲載しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	147,022

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券②その他有価証券」には含めておりません。

3．金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,121,109	—	—	—
受取手形及び売掛金	829,492	—	—	—
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	200,000	—	—
合　計	2,950,602	200,000	—	—

4．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	620,000	—	—	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	288,000	—	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	988,000	188,000	188,000	188,000	445,000
合　計	908,000	988,000	188,000	188,000	188,000	445,000

9．賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産に関する事項

当社グループは、東京都および神奈川県において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用の倉庫設備（土地を含む。）等を所有しております。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	連結決算日における時価（千円）
2,568,522	4,351,406

（注）1．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2．時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	6,209.65円
1株当たり当期純利益	99.03円

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月15日

タ カ セ 株 式 会 社
　取締役会　御中

普 賢 監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒　木　正　博　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　嶋　田　両　児　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、タカセ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカセ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位　千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**9,645,226**	**(負債の部)**	**4,164,019**
流動資産	**2,297,632**	**流動負債**	**1,655,833**
現金及び預金	1,390,366	支払手形	12,203
売掛金	726,783	営業未払金	626,974
原材料及び貯蔵品	10,337	短期借入金	620,000
前払費用	16,888	1年内返済予定の長期借入金	288,000
立替金	136,923	未払金	33,831
その他	16,332	未払費用	34,044
固定資産	**7,347,593**	未払法人税等	4,281
有形固定資産	**5,463,657**	未払消費税等	4,070
建物	2,925,979	預り金	3,896
構築物	36,709	賞与引当金	20,536
機械及び装置	50,598	その他	7,994
車両運搬具	8,432	**固定負債**	**2,508,185**
工具、器具及び備品	59,410	長期借入金	1,997,000
土地	2,382,526	退職給付引当金	340,281
無形固定資産	**578,769**	役員退職慰労引当金	47,300
借地権	458,486	その他	123,603
ソフトウエア	103,753	**(純資産の部)**	**5,481,206**
その他	16,529	**株主資本**	**5,451,578**
投資その他の資産	**1,305,166**	**資本金**	**2,133,280**
投資有価証券	448,041	**資本剰余金**	**2,170,568**
関係会社株式	532,983	資本準備金	2,170,568
出資金	37,650	**利益剰余金**	**1,307,729**
破産更生債権等	4,994	利益準備金	252,440
長期前払費用	15,012	その他利益剰余金	1,055,288
繰延税金資産	26,337	別途積立金	700,000
差入保証金	46,926	繰越利益剰余金	355,288
保険積立金	171,868	**自己株式**	**△160,000**
その他	26,282	**評価・換算差額等**	**29,628**
貸倒引当金	△4,930	その他有価証券評価差額金	29,628
資産合計	**9,645,226**	**負債純資産合計**	**9,645,226**

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位　千円）

科目	金額	
営業収益		6,242,537
営業原価		5,641,676
営業総利益		**600,861**
販売費及び一般管理費		586,350
営業利益		**14,510**
営業外収益		
受取利息	1,976	
受取配当金	46,175	
受取賃貸料	26,552	
受取事務手数料	1,128	
貸倒引当金戻入額	2,399	
その他	14,275	92,508
営業外費用		
支払利息	38,460	
為替差損	109	
支払補償費	974	
その他	1,657	41,202
経常利益		**65,816**
特別利益		
固定資産売却益	345	
投資有価証券売却益	210	555
特別損失		
減損損失	12,415	
固定資産除売却損	1,124	13,540
税引前当期純利益		**52,832**
法人税、住民税及び事業税		6,912
法人税等調整額		25,951
当期純利益		**19,968**

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位　千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
2019年４月１日　残高	2,133,280	2,170,568	2,170,568	252,440	700,000	385,017
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△49,697
当期純利益						19,968
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）						
当事業年度中の変動額合計						△29,728
2020年３月31日　残高	2,133,280	2,170,568	2,170,568	252,440	700,000	355,288

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計					
2019年４月１日　残高	1,337,458	△159,858	5,481,449	70,575	70,575	5,552,025
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△49,697		△49,697			△49,697
当期純利益	19,968		19,968			19,968
自己株式の取得		△141	△141			△141
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				△40,947	△40,947	△40,947
当事業年度中の変動額合計	△29,728	△141	△29,870	△40,947	△40,947	△70,818
2020年３月31日　残高	1,307,729	△160,000	5,451,578	29,628	29,628	5,481,206

個別注記表

1．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ．満期保有目的の債券　原価法によっております。

ロ．子会社株式　移動平均法による原価法によっております。

ハ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等にもとづく時価法によっております。
なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価引下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　主として定率法によっております。
但し、1998年４月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物、および東京港営業所の建物、構築物、機械及び装置については、定額法によっております。

② 無形固定資産　定額法によっております。
但し、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用期間（５年）にもとづく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額基準にもとづき計上しております。

③　退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④　役員退職慰労引当金　役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規にもとづく期末要支給額を計上しております。

(4) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．ヘッジ会計の方法

ａ　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ｂ　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　…　金利スワップ

ヘッジ対象　…　借入金の利息

ｃ　ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をおこなっております。

ｄ　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

ロ．消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

3．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　8,748,441千円

なお、上記のほかに、有形固定資産の建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具・器具及び備品に減損損失累計額65,176千円を計上しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

① 短期金銭債権　24,263千円

② 短期金銭債務　387,740千円

(3)担保資産

長期借入金1,847,000千円および１年内返済予定の長期借入金288,000千円の担保として財団抵当に供しているものは、次のとおりであります。

① 建物　1,626,024千円

② 土地　1,502,867千円

(4) 財務制限条項

当事業年度末の借入金のうち、以下の長期借入金（シンジケートローン契約）には、財務制限条項が付されており、財務制限条項に抵触した場合には多数貸付人の請求にもとづき、契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

長期借入金650,000千円および１年内返済予定の長期借入金100,000千円

イ　2017年３月期決算以降、各事業年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を2016年３月期決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

ロ　2017年３月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2018年３月決算期およびその直前の期の決算を対象としておこなわれる。

6．損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

特別損失に福岡営業所の建物附属設備等にかかる減損損失12,415千円を計上しております。

(2) 関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

営業収益　168,436千円

営業原価ならびに販売費及び一般管理費　1,660,857千円

② 営業取引以外の取引による取引高　16,462千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	60,571	73	—	60,644

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別の内訳

①繰延税金資産

未払事業税等否認	5,389千円
未払事業所税否認	3,549千円
賞与引当金損金不算入額	6,284千円
退職給付引当金損金不算入額	104,126千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	14,473千円
繰越欠損金	162,392千円
減損損失	265,887千円
その他	4,583千円
繰延税金資産小計	566,686千円
評価性引当額	△527,284千円
繰延税金資産合計	39,401千円

②繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	13,063千円
繰延税金負債合計	13,063千円

繰延税金資産純額	26,337千円

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	タカセ物流㈱	所有 直接100%	役員兼任	主に物流作業業務委託および派遣受入	営業費用 995,366	営業未払金	272,912

（注） 取引条件および取引条件の決定方針等

① 各子会社との営業取引にかかる価格その他の取引条件等は、市場価格ならびに同業他社の状況等を勘案して、相互に交渉の上、決定しております。

② 取引金額には、消費税等を含めておりませんが、期末残高には、消費税等を含めております。

10．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	5,515.02円
１株当たり当期純利益	20.09円

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

２０２０年5月１５日

タ カ セ 株 式 会 社
　取締役会　御中

普 賢 監 査 法 人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　荒　木　正　博　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　嶋　田　両　児　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、タカセ株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第１０４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第１０４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法にもとづき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人、普賢監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人、普賢監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

２０２０年5月１８日

タカセ株式会社　監査役会

監査役（常勤）　井上恭延 ㊞

監査役　今泉達也 ㊞

監査役　宮崎泰史 ㊞

（注）　監査役今泉達也および宮崎泰史は、社外監査役であります。

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1．議決権の代理行使の勧誘者

タカセ株式会社
代表取締役社長　大宮司　典夫

2．議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様へ安定した配当を継続的に実施することを剰余金処分にあたっての基本方針としております。

この基本方針にもとづき、期末配当は、次のとおりとさせて頂きたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき50円、総額49,693,450円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日

第２号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役今泉達也および宮崎泰史の両氏は任期満了となりますので監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
今泉達也 (いまいずみ　たつや) (1951年10月28日生)	1974年４月　財団法人大蔵財務協会　入社 2001年４月　財団法人大蔵財務協会出版総局出版部長 2002年７月　財団法人大蔵財務協会出版総局長 2005年７月　財団法人大蔵財務協会編集局長 2011年４月　一般財団法人大蔵財務協会業務執行理事 2015年６月　当社監査役 (現在に至る) 2017年６月　一般財団法人大蔵財務協会常務理事 (現在に至る)	株 ―

選任理由

今泉達也氏を社外監査役候補者とした理由は、主に税務関係の出版をおこなう一般財団法人大蔵財務協会において豊富な経験を有し、また編集局長を務められ、さらに理事を経験されており、この経験を活かした有効な助言ならびに経営の監視・監督を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
宮崎泰史（みやざき　やすふみ） (1950年９月５日生)	1974年４月　株式会社富士銀行（現社名株式会社みずほ銀行）入行 2002年４月　株式会社みずほコーポレート銀行執行役員大手町営業第六部長 2003年３月　同行常務執行役員アジア地域統括役員 2006年４月　同行退行 2006年６月　大日本インキ化学工業株式会社（現社名ＤＩＣ株式会社）取締役 2008年６月　ＤＩＣ株式会社常務執行役員 2013年３月　同社退社 2013年６月　大陽日酸株式会社常勤監査役 2015年３月　同社常勤監査役兼監査役会議長 2017年６月　当社監査役 (現在に至る)	株 ―

選任理由

宮崎泰史氏を社外監査役候補者とした理由は、金融機関において長年の経験を有し、また執行役員を務められ、さらに大手企業において取締役・常務執行役員を経験されており、この経験を活かした有効な助言ならびに経営の監視・監督を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注) １．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．今泉達也氏および宮崎泰史氏は、社外監査役候補者であります。
なお、宮崎泰史氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程にもとづく独立役員としての要件をみたしておりますことから、同氏の選任が承認された場合、同氏の同意のうえ、引続き独立役員となる予定であります。

３．当社は、現在、会社法第427条第１項の規定にもとづき、今泉達也、宮崎泰史の両氏と会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

４．当社社外監査役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって今泉達也氏は５年となり、宮崎泰史氏は３年となります。

第３号議案　会計監査人選任の件

会計監査人普賢監査法人より、当社の監査チームメンバーが普賢監査法人を退職する予定であることから、人員確保が困難であることを主因として、監査契約の更新を差し控えたい旨の申し入れがあり、普賢監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。これに伴い、監査役会の決定にもとづき、みおぎ監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会がみおぎ監査法人を会計監査人の候補とした理由は、当社グループの事業および事業環境に精通している監査チームメンバーが参画予定であるみおぎ監査法人に監査を依頼することにより、適正な監査体制を継続できること、また、同監査法人は2019年９月に設立されたばかりではあるものの既に日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度において準登録となっていること、さらには、設立メンバーは大手監査法人で上場会社の監査経験が豊富であることから、監査業務の品質管理体制、独立性、および専門性の観点で検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

名　　称	みおぎ監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋一丁目７番10号
沿　　革	2019年９月設立
概　　要	資本金　　8,400千円 構成人員　代表社員（公認会計士）　　６名 その他職員（公認会計士）　　10名

（注）同監査法人は、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度において、準登録名簿に登録されております。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目10番９号
当社本社会議室（８階）

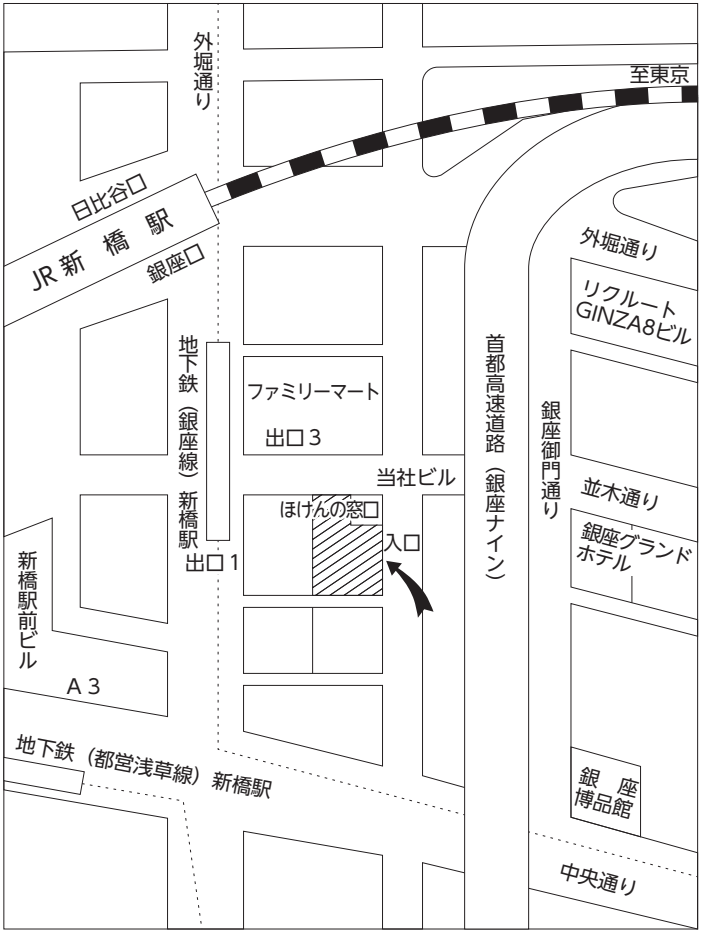

最寄駅　ＪＲ 新橋駅
地下鉄　新橋駅　（銀　座　線
都営浅草線）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。